

○ 「酒類の公正な取引に関する基準」の一部改正（案）に関するもの

区分	御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
第4項 (売上原価の算定方法)	リベートが受取り対象となる商品以外の酒類の値引原資として使用されるなど、透明性・合理性を欠くりベート活用の実態を踏まえれば、今般の改正は酒類の公正な取引環境を更に整備するために必要と考える。	賛成の御意見として承ります。
	受取ったりべートを値引原資として使用できるか否かの判断は、リベートの支払者がするという事か。	酒類の公正な取引に関する基準における総販売原価の算定上、仕入れに係る値引きとみなすリベートの従来の3つの要件に、4つ目の要件として、リベート支払者において「販売価格の算出上、控除した値引きの額である旨が書面等によりリベートの支払者から伝達されている場合に限る」旨を追加するものです。 リベートの値引可否については、引き続き、要件を満たしているかで判断することになります。
	酒類の公正な取引に関する基準に沿った販売価格算出上の値引きの考え方と企業会計処理上の値引きの考え方が異なっても、差し支えないか。	酒類の公正な取引に関する基準において、販売価格の算出上、控除すべき値引きには、値引きに類する行為を含むものとしており、また、同基準は、企業会計処理の方法を拘束するものではありません。
第5項 (費用配賦の方法)	事業者が合理的な費用配賦の方法を選択しない場合に「売上高比」により配賦することとし、これにより仮に「指示」をしたとしても、効果があるのか疑問。	今般改正する酒類の公正な取引に関する基準を適切に運用し、引き続き、実効性のあるものにしてまいります。
	事業者間の理解に隔たりが生じないように、酒類事業に直接関連する経費の範囲、合理的な配賦方法の判断などの周知を充実して頂きたい。	引き続き、調査事例の公表や、Q & Aへの掲載を通じ、周知に努めてまいります。
	酒類業者が事業の実情に即した合理的な理由に基づく配賦方法により配賦を行っているとは認められない場合とは、具体的にどのような場合か例示を掲げて明記すべき。	これまでも調査事例の公表や、Q & Aへの掲載を通じ、周知に努めてきたところであり、引き続き周知に努めてまいります。
	酒類業者が合理的な配賦方法を選択していない場合における売上高比の適用は、配賦方法が不合理な部分に限定すべき。	酒類事業と他の事業に共通する費用について、酒類業者が合理的な配賦方法を選択している場合には、当該方法により、酒類の売上原価又はその販売に係る販売費及び一般管理費に配賦することとなります。
過去の調査により明らかになったコスト構造から、卸売業・小売業での標準的な「モデル配賦例」を提示できないか。	酒類業者において事業の実情や費用の配賦方法は様々であり、モデル例を示すことは困難と考えております。 引き続き、調査事例の公表や、Q & Aへの掲載を通じ、周知に努めてまいります。	

区分	御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
その他	<p>改正内容を幅広く丁寧に周知し、今後とも、調査によって把握された問題事例等を Q & A 等によって分かりやすく周知するなど、事業者の公正取引に向けた自主的な取組をさらに促す施策を実施していただきたい。</p>	<p>引き続き、調査事例の公表や、Q & A への掲載を通じ、周知に努めるなど、今般改正する酒類の公正な取引に関する基準を適切に運用し、引き続き、実効性のあるものにしてまいります。</p>
	<p>不適切な取引に対して、速やかかつ的確に調査を実施した上で是正させることが重要。</p> <p>見直しを契機に、酒類販売事業者の健全な企業努力や創意工夫が正当に評価され、競争の公平性・公正性が更に担保されることを要望したい。</p>	<p>今般改正する酒類の公正な取引に関する基準を適切に運用し、引き続き、実効性のあるものにしてまいります。</p>
	<p>再商談が必要となる場合も生じるため、少なくとも 2022 年内は、調査で問題があっても指導に留めるなど丁寧な運用をお願いしたい。</p>	<p>今回の改正は、これまでに誤りのあった調査事例と同様の取引が繰り返されないよう、リベートの取扱い、費用配賦の方法について、更なる明確化を行うものです。</p> <p>改正により問題がある取引が明らかになる場合には、早期に改善していただく必要があり、国税庁としては、今般改正する酒類の公正な取引に関する基準を適切に運用し、引き続き、実効性のあるものにしてまいります。</p>
	<p>2022 年 10 月 1 日の施行を希望する。</p>	<p>平成 29 年の酒類の公正な取引に関する基準制定時における告示から施行までの期間なども踏まえ、令和 4 年 6 月 1 日に施行することとしました。</p>
	<p>改正の背景・理由について、わかりやすい解説をお願いしたい。</p> <p>そもそも原文自体が、理解が困難であることから、一般に理解しやすい表現に全面改訂をしてはどうか。</p>	<p>酒類の公正な取引に関する基準については、おおむね 5 年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときには、これを改正する旨が規定されており（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 3 第 6 項）、同基準施行後の調査の状況等を踏まえ、必要な見直しを行いました。</p> <p>引き続き、調査事例の公表や、Q & A への掲載を通じ、周知に努めてまいります。</p>

○ 「酒類の公正な取引に関する基準の取扱いについて(法令解釈通達)」の一部改正(案)に関するもの

区分	御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
2 取引基準3及び取引基準4(売上原価の算定方法)について	支払ったリポートに関し取引先に伝達すべき、酒類の銘柄、取引年月日、数量、それぞれの酒類ごとの値引きの額及びその合計額の各項目は、異なる書面に分割して伝達しても差し支えないか。	差し支えありません。
	「控除した値引きの額である旨が書面等により取引の相手方に伝達されていること」について、メーカーからの書面のフォーマット変更自体は6月までに完了すれば良いか。	仕入れに係る値引きとみなす要件に関し、レポートの支払者における販売価格の計算上、値引きとして控除した額である旨が、書面等によりレポートの支払者からレポートの受取者に伝達されることの追加を含む今般の改正は、令和4年6月1日に施行することとしました。
3 取引基準5(費用配賦の方法)について	「仕入れに係る値引きとみなすことができないリポートについては、酒類の販売に係る販売費および一般管理費からも控除できない」ことにより、酒類とその他食品等のリポートの処理方法が分かると事業者の事務処理の負担増に繋がる懸念がある。	酒類の公正な取引に関する基準は、企業会計処理の方法を拘束するものではありません。
	仕入れに係る値引きとみなすことも、酒類の販売に係る販売費および一般管理費からも控除することもできないリポートを受取った場合、レポート受取りの対象となった特定の酒類の銘柄や取引先ごとに算出した販売比率を用いることになるのか。	酒類の公正な取引に関する基準における総販売原価の算定上、仕入れに係る値引きとみなすことのできないリポートの額は、酒類の販売に係る販売費及び一般管理費からも控除できません。 したがって、酒類の銘柄や取引先ごとに算出する販管比率の基礎となる販売費及び一般管理費からも控除できません。
	「客観的な資料に基づき、当該配賦方法の選択の合理性の具体的な根拠が示され、かつ、計算過程が明らかにされている場合」の具体的事例、費用の項目ごとに配賦方法を明示してほしい。	引き続き、調査事例の公表や、Q & Aへの掲載を通じ、周知に努めてまいります。

○ 「酒類に関する公正な取引のための指針」の一部改正（案）に関するもの

区分	御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
第1の4 (透明かつ合理的なリベート類)	「取引先の販売価格について制限が行われるもの」の制限とは具体的にどのようなものか。	リベートの支払者が取引先に対し、提示した価格で販売しない場合には、リベートを削減する場合などをいい、例えば、リベート支払額と同額の値下げを行うことを条件にリベートを支払うといった行為も含まれます。
第2の1 (効果的な取引状況等実態調査の実施等)	<p>公正な取引の基準を遵守すべき旨の「指示」は財務大臣が行うが、指示に至らないと判断したものに対する改善指導は、誰が主体となって行うのか。</p> <p>指示を行った酒類業者と同様に行う、厳重に改善指導を行った酒類業者の問題取引とその指導事績の公表についての詳細も説明してほしい。</p>	<p>酒類に関する公正な取引のための指針に基づく改善指導は、酒類の取引状況等実態調査を行った国税局長又は税務署長が行っています。</p> <p>なお、公正な取引の基準を遵守すべき旨の「指示」は、財務大臣の権限が委任されている国税局長が行っています。</p> <p>また、調査において把握した問題取引とその指導事績については、他の酒類業者において同様の取引が行われないう啓発するための公表を行っております。</p>

○ その他、制度の運用等に関するもの

区分	御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
その他	適正に対応している酒類業者が不当に販売力を落とすなど無いように、「酒類に関する公正な取引のための指針」に改正点として加える改善指導も含め、抜け道を許さぬよう取り締まりを厳に行っていただきたい。	酒類の公正な取引に関する基準及び酒類に関する公正な取引のための指針に即していない取引等が認められた場合には、改善に向けた指導を行うほか、公正取引委員会とも連携して対処するなど、今般改正する同基準等を適切に運用し、引き続き、実効性のあるものにしてまいります。
	商行為に国が関与しすぎるのは、原則自由競争の社会に馴染まない。当局は、仕入原価割れ販売を調査指導するに限るだけでいいのではないか。	御意見として承ります。
	公正な取引の基準を遵守すべき指示に従わない酒類業者があるときに行う酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の3第5項に基づく公表を行ったケースは過去にないのか。	現時点では、ありません。
	問題ある取引について都度、国税局に通報しているが、一向に改善されない。酒類販売業者の場合は通報者に対して調査内容や指導内容を公表する考えはないのか。また年に一度の指導事例公表では効果が薄い。	公正な取引の基準を遵守すべき指示に従わない酒類業者があるときに行う公表（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の3第5項）を除いては、調査の実施の有無を含め、個別事業者の調査については、守秘義務によりお答えすることはできません。 なお、同基準は酒類業者の適切な経営努力を反映した販売価格の設定を妨げるものではありません。 いずれにせよ、今般改正する酒類の公正な取引に関する基準等を適切に運用し、引き続き、実効性のあるものにしてまいります。
	RTD や焼酎カテゴリーで小売業のプライベートブランドがあまりにも安い為にNB 商品が対抗するため安い店頭価格で販売されている。プライベートブランド商品についてどのように考えているのか。 また、焼酎の一部商品については租税特別措置法により税率が軽減された分を価格に反映して販売している商品があるがどのように考えているのか。	酒類の公正な取引に関する基準等に即していない取引を把握した場合には、厳正に対処してまいります。
	労務費や物流関係費等のコスト上昇分について、販売価格への円滑な転嫁が進むように施策を講じていただきたい。	酒類の公正な取引に関する基準等に即していない取引を把握した場合には、厳正に対処してまいります。

(参考)「御意見の概要」欄は、重複した御意見を取りまとめた上で、要約したものを掲載しております。